

1	審議会名	上田市立産婦人科病院運営審議会
2	日 時	平成 28 年 10 月 26 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
3	会 場	市立産婦人科病院 1 階多目的ルーム
4	出 席 者	森(寛)委員、宮下委員、徳永委員、金子委員、吉池委員
5	市側出席者	神代健康こども未来部長、村田院長、小林事務長、山崎医事課長、柳沢師長、 塚田副師長、山田医事係長
6	公開・非公開等の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7	傍聴者 0 人	記者 0 人
8	会議概要作成年月日	平成 28 年 10 月 26 日

協 議 事 項 等

1 開 会 (事務局)

2 挨拶 (会長)

3 議 事

(1) 議題審議の概要

諮問案件 (産婦人科病院料金の一部改定) について

(会 長)

それでは諮問案件につきまして、委員からのご意見等事務局より説明をお願いします。

(事務局)

委員各位よりご提出いただきましたご意見につきましてご報告及びご説明申し上げます。

はじめに、人工妊娠中絶の地域内における料金の状況及び当院での取扱件数等についてのご意見につきましてご説明申し上げます。

人工妊娠中絶の料金設定は各医療機関によりまちまちな状況となっております。

料金設定の状況としては、妊娠 3 月まででそれ以降月ごとでの設定が 5 件、妊娠 3 月まででそれ以降一律が 6 件、妊娠月数での設定が 1 件、月数に関係なく一律が 1 件、設定なしが 2 件となっております。

近年では、3 月以降一律が主流となってきております。

中絶の取り扱いについては資料のとおりで、経済的な理由が主となっております。

次に、平均分娩料 456,000 円の内訳についてのご意見につきましてご説明申し上げます。

この金額は平成 27 年度分娩料統計を基準とし、料金改定の参考値としてお示したものでありまして、条件としては分娩が日中で、かつ個室を使用しないとした場合の金額となっております。

なお、この参考値の考えは、平成 24 年度の料金改定の際に改定基準値としており、同様の考え方のもとで提示しております。

金額の内訳としては、入院料、室料差額、分娩料、新生児保育料、検査・薬剤料、処置・手当、産科医療補償制度保険料、その他等となります。その他の内容としては、分娩セット代等となります。

次に、人工妊娠中絶についての産婦人科医会の見解についてのご意見ですが、料金に対する基本的な考え方として、産婦人科医会の中での統一した考え方をすることについては独占禁止法に抵触する疑いがあるため、医会として統一するということはありません。

次に、分娩料のうち帝王切開分娩料については他の料金改定と比較する大幅な値上げとなるため、患者への急激な負担増加を回避するために段階的な改定による緩和措置の検討が必要とすることにご意見につきましてご説明申し上げます。

ご意見による事務局案としては、帝王切開の分娩料は 45,000 円の増加で改定率は 30.03% となります。今回の改定は平成 29、平成 30 年度の 2 年度を想定した改定であるため、激変緩和措置として、平成 29 年度においては改定額の半額 22,500 円増加の改定額とし、平成 30 年度から今回の改定額として、また帝王切開の双胎についても同様とし、平成 29 年度は半額の 33,500 円増加の改定額とし、

平成 30 年から今回の改定額としてはいかがかというものです。

この件につきましては、後ほどご審議をいただきたいと思います。

つづきまして、産前産後の体作りに関する支援等について官民連携による取組ができる仕組みづくりのご要望についてですが、このご意見は市の施策としての要素もあるため関係課へご意見について周知していくとともに、当院として取り組める部分についての検討をしてみたいと思います。

つづきまして、患者満足度と料金改定の関係についてのご意見についてですが、当院として患者満足度調査は実施しておりませんが、投書やメールによりご意見をいただいております。その中では厳しいご意見等もごさいますが、感謝のお言葉も多く寄せられております。また、分娩数、外来患者数については増加傾向にあり、満足度が低いという状況ではないと考えております。

(会 長)

それでは、ただ今の説明に対し何かご意見ございますか。

(委 員)

人工妊娠中絶の取り扱いの点について、産婦人科医会での話し合いについて報告をお願いします。

(事務局)

今回の件につきまして、審議会における回答にあるように独占禁止法への抵触が懸念され、また、自費診療に対する過去の経過等においても医会の中で議論はしておりませんので、今回も同様、審議会でのご意見に対する回答のとおりとしております。

(委 員)

10 年ほど前の法律改正により、母体保護が重視されることとなりましたが、この際に自費診療の費用の設定については、県内の産婦人科医会により、独占禁止法への抵触も考慮し、各医院が他との調整を行わず、自由な設定をしていくこととされています。

今回の設定に関しては、値上げについて否定するわけではありませんが、この方針を踏まえると基本的な考え方に反しているとは感じています。

(会 長)

自費診療費は各医療機関が独自に設定するものでありますが、公立病院としては、市内の状況は確認し考慮する必要があると捉えていただきたい。

(委 員)

先ほどのご意見の中で、母体保護法の改正が自費診療費の価格設定に何か影響したのでしょうか。

(委 員)

ちょうどその時期に自費診療費についての検討がされる等医療の背景が変動した時期であり、法改正との直接的な関係はありません。

(事務局)

委員よりご意見がありました、帝王切開分娩料の緩和措置につきましてご意見を願います。

(委 員)

2 年ごとに料金を見直すとしていますが、今回の改定額のペースで値上げを行うのではなく、経営状況を考慮しながら、バランスのとれた改定をしていただきたい。

(事務局)

今回の改定による緩和措置は、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 年間での緩和措置案でありまして、以降の料金の改定につきましては、経営状況や状況の中でご検討いただくものでありまして、定期的に値上げをしていくというものではありません。

(会 長)

値上げに対する緩和措置につきましては、委員のご意見に対する事務局案のとおり、段階的な措置をとるということでよろしいでしょうか。

(委 員)

意見なし

(会 長)

それでは、その他について何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局よりご案内いたします。

はじめに、新公立病院改革プランについてですが、平成 28 年度中に策定をし、当運営審議会にてご報告をさせていただきます。

つづきまして、次回の日程についてお知らせいたします。

次回第 3 回運営審議会は、11 月 2 日水曜日午後 1 時 30 分から、上田市役所本庁舎 5 階委員会室にて開催いたします。

本日、改定案につづきまして裁決をいただきましたので、答申案につづきましてご審議をお願いいたします。

なお、答申案について事務局より事前にお送りいたしますので、ご意見等ご提出をお願いいたします。

最後に、本運営審議会の任期が平成 29 年 2 月 28 日となっております。これに伴いまして、次期委員選考の事務手続きを進めさせていただきますので、お含みいただきますようご案内いたします。

(会 長)

その他なにかございますでしょうか。

なければ以上により審議会を閉じます。

(事務局)

以上をもちまして、第 2 回の運営審議会を終了といたします。

ありがとうございました。

以上にて議事は終了。